

会 議 録

1 会議名

平成27年度阿賀野市男女共同参画プラン推進協議会第2回会議

2 開催日時

平成28年2月3日（水） 午後2時00分から午後4時00分まで

3 開催場所

ふれあい会館「多目的ホール」

4 出席者（傍聴者を除く。）の氏名（敬称略）

- ・委員：小泉会長、片山副会長、石栗委員、五十嵐委員、渡邊委員
（12人中5人出席）
- ・プラン策定アドバイザー：林 准教授（新潟大学）
- ・圓山部長
- ・庁内推進委員：市長政策課（中野課長）、総務課長（小林課長）、市民生活課（関川課長）、健康推進課（川崎主任）、高齢福祉課（山二主任）、生涯学習課（見原課長）、農林課（田中主任）、商工観光課（渡辺主任）、学校教育課（五十嵐課長）、農業委員会事務局（井上主任）
- ・事務局：市民協働推進課（遠藤課長、前田課長補佐、江縫係長、羽多野主任）
（計4人）

5 議事（公開・非公開の別）

- （1）第3次阿賀野市男女共同参画プラン（案）概要について（公開）
- （2）第3次阿賀野市男女共同参画プラン（案）について（公開）
- （3）今後のスケジュールについて（公開）

6 非公開の理由

なし

7 傍聴者の数

0人

8 発言の内容

開会（遠藤課長）

会長あいさつ（小泉会長）

市長あいさつ（圓山部長）

（１）議事

【設置要綱第 6 条の規定により会長が議長を務める。】

①第 3 次阿賀野市男女共同参画プラン（案）概要について（公開）

会長： それでは事務局から第 3 次阿賀野市男女共同参画プラン概要について、それから、次の第 1 章、第 2 章と事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

②第 3 次阿賀野市男女共同参画プラン（案）について（公開）

（事務局から資料に基づき、(1)第 3 次阿賀野市男女共同参画プラン(案)概要について、(2)第 3 次阿賀野市男女共同参画プラン(案)について ア 第 1 章、第 2 章の説明）

会長： それでは、ただいま事務局の方からご説明いただきました概要、それから、参画プラン(案)の第 1 章、第 2 章についてご質問等ございましたら頂戴したいと思います。なにかございませんでしょうか。

無いようでしたら座長ではありますが、私から質問、意見を述べさせていただきます。第 1 章の「計画策定趣旨と背景」ですが、10 年間推進してきました。市も広報とか、さまざまな講演会などを開催したりしました。アンケート調査も行い少しずつではありますが、数値もいい方に向かってきております。計画策定の趣旨で、7 行目の「～具体的事業を推進してきました。しかしながら～」とありますが、ここに何かしら成果のような文言を、挟められないでしょうか。具体的に、数値が向上したとか、こういう取り組みを行って理解を得てきたとか、10 年経過したというところでそういうことを入れて頂けると、「計画だけで何をしている」のだと思われなと思うので、一般市民の方も見えてこないところもありますので工夫して付け加えて頂ければと思います。

それから質問ですが、概要の 2 番の「第 3 次プランの特徴」の所に、女性活躍推進法に規定されている、市町村の努力義務ですが、推進計画を一体のものとしたと書いてありますが、一体のものとしたという表現は、参画プランの中に含めたというそういう意味でしょうか。

羽多野主任： はい。そうです。21 ページの基本目標Ⅱのところ、ここで女性が社会に出て活躍できるような環境づくりということで、子育て介護支援体制の充実等

推進計画の対象にしたということです。

会長： 女性活躍推進法の中には企業に対する義務づけの部分もございます。大企業には行動計画を策定せよ。という部分が法律で定められています。まず、市内では、301人以上の企業はありますか。

遠藤課長： あります。事業所としてのくくりになると、301人以上のところもありますが、そういうところは市外に本社を持っていますので把握はしていません。

江縫係長： 行動計画については、各企業に厚生労働省からなんらかの通知が行って、28年4月から施行しなさいということだと思います。

会長： 300以下は努力義務なわけですが、策定したほうがいいに越したことはないもので、そういうあたりの啓発・指導・情報提供というのを、推進計画を一体のものとするのであればどこかに入れた方がいいのではないのでしょうか。昨年12月に策定された国の基本計画ではどこかにあったと思うので、そういうあたりを、どこかに入れて女性活躍推進法に則った施策があるということを企業の方に知ってもらえる。その先取りで、女性活躍加速化助成金などもあったりするので、積極的に企業から利用していただくような後押しをすること、具体的な相談は労働局だと思いますが、情報提供的な部分を取組内容のどこかに入れるということで知っていただくと、一体化というところについては、中身が伴うのではないかと思います。具体的にいえば、プラン案の28ページの施策の基本的方向Ⅱ-2-(1)の具体的事業の中の38事業所への普及啓発のあたりを、リーフレットやホームページだけではなくて、もう少し具体的に「女性活躍推進法に則った情報提供」とか「行動計画を立てる」というような、後押し、指導を図るという文言をどこかに入れてもらいたいと思います。女性活躍推進法を先取りする形で、厚労省では、女性活躍加速化助成金制度もありますので、そういうところも企業への情報提供を頑張ってもらいたい。ご検討いただければと思います。

委員： 1ついいですか。14ページの対象人数というのは。

遠藤課長： 対象人数については、抽出のアンケート調査で3千人を対象にやっております。

委員： 3千人ということは、3千世帯ということですか。

遠藤課長： 3千人です。年齢、男女別でやっております。前は20歳以上の男女3千人を対象にして、回答率は50%を割っておりますが、一般的に言われているのが30%を超えると実態に近いと言われております。

委員： 男女共同参画に関しては市民への定着があまりにも薄いというのが、この結果からでもわかります。認知度で女性3.8%、男性2.3%を、市としては10%まで上げたいということですが、数字的に少なすぎるのではないのでしょうか。アンケートによって知ったということで、アンケート対象者は入らないので

しょうか。「知りませんでした」ということで○をつけるからそうなるけどアンケートによって知ることができたのではないですか。

遠藤課長： 名前を知っているというよりも、内容まで知っているかということです。こういう取り組みを市が、男女共同参画社会に向けて計画を策定しています。これについての取り組みを、知っているかということです。内容まで分からない人たちが大勢います。10%の目標は低いような気もしますが、大きな目標値を持って現実味がないものと思いますので、まずは5年後達成できる数値にしているということです。

委員： わかりました。

会長： 財政的な面もあり、全戸に配れないわけです。第1次の時に、啓発のマンガで書いた資料を作って全戸配布したと思いますが、そういう古い資料でも再利用するとか検討していただければと思います。第3次の推進にあたって、こういうことから始まりましたということで理由もつくとは思いますが、予算がないところでしょうか、工夫して啓発をよろしくお願ひしたいと思います。他に何かありませんか。

遠藤課長： 今回の会長のご発言に対してですが、昨年26年度まで広報紙で男女共同参画コラムを小さい記事ですが、1/2ページに隔月で男女共同参画の取組などを掲載して普及してきました。今回、広報紙面の一部見直しもありまして啓発が、おろそかになっていたと思いますので、来年度は啓発がうまくいくように取り組みたいと思います。

会長： 他にございませんでしょうか。無いようでしたら、第3章と第4章を事務局からお願いします。

(事務局から資料に基づき、(2)第3次阿賀野市男女共同参画プラン(案)について イ 第3章、第4章の説明)

会長： 第3章、第4章の説明いただきましたが、ご質問、ご意見ございましたらお願ひしたいと思います。

副会長： 19ページの「男女共同参画を推進する教育学習の充実」というところで基本的方向「学校等における男女平等教育の充実」の番号4と5の具体的事業で先生にはどういう研修を実施し、生徒たちにはどういうことを教えるのかという質問です。

会長： なにか具体的なものとか、過去の事例等ございましたらお願ひします。

会長： 人権教育は毎年行っています。

副会長： 男女平等教育の方ですか。

会長： そこに男女共同参画がどう絡まってくるかということだと思います。

副会長： なんとなく、男女平等教育というところを書いてありますが、小中学校が対象だと思います。中学生くらいになりますと、男性と女性の家庭や職場での性的な役割分担が定着し始めている、家庭で父親がなにも家事をしないというそういうふうになってしまうことから中学校くらいから、男性も家事・子育てを、当たり前にするんだよというところを、具体的な教育をしていくというところを盛り込めたら盛り込んでいただきたい。この前、私立大学で講義をしてきましたが、女子大生は最初、私が話す前はだいたい 40%くらいは将来、専業主婦になりたいと言っていて、せっかく大学で専門的教育を受けているにも関わらず将来的には専業主婦になりたい。男子学生は、できれば奥さんが家にいてほしいと思っている人は 20%くらい。みんな伏せて手を挙げてもらっています。講義が終わると、女子学生は、将来共働きでキャリアを継続したいと思うようになるというところから、具体的に 65 歳まで二人で働くと、どのくらいの収入がある。4 億くらいになるとは思いますけども、奥さんが妊娠して仕事を辞めてパートに戻って、となると世帯収入で、だいたい 5 千万から 2 億違うとか。そういうところを教えてあげるといことを盛り込んでいけば子どもたちもイメージが持てると思います。その裏返しで、男の人も家事・育児をするんだよ。というところは、女性の活躍推進法が策定されても、男性が家で何もしないと女性は活躍できないので、そういう側面を持たせたほうが良いと思います。

会長： まずこれについて事務局何かありますか。

江縫係長： 人権教育等につきまして、事務局で資料を持っておりませんので大変申し訳ございません。一般的な男女という観点よりも、大きなくりの人権教育というところで、学校に入らせていただいていたのは承知していたところです。副会長さんからのお話を受けまして、男女共同参画に特化した教育ができるかどうかについては、検討していきたいと思います。

副会長： はい。ありがとうございます。

会長： この中の文言とか。取組内容を変えてもらいたいということではなくて、実施する際、内容に留意してもらいたいという要望でした。そのあたりご検討をお願いしたいと思います。他にございましたらお願いしたいと思います。第 3 章と第 4 章長いので、第 3 章で何かございましたらお願いしたいと思います。

副会長： またよろしいですか。基本目標Ⅱ、21 ページですが、基本的なことを伺いたいのですが、ワーク・ライフ・バランスの考え方がありますが、仕事と子育てや介護、家事、地域活動とそこで分けてしまう。要は、就労するのがワークで、家だとか地域活動というのはライフに含まれるという考え方で阿賀野市は推進しているというのでよろしいですか。最近、ワーク・ライフ・バ

ランスのコンサルとか研究をしている中で、介護や家事は、ワークだろうと家事労働だろうと、女性にそれを押しつけてしまうと、ワーク・ワーク・バランスになってしまって、休まる時がない。なので、ここで言うワーク・ライフ・バランスのライフを大切にしていけるのであれば、スポーツだとか趣味などをエッセンスにしてセミナーとかもあると思いますが、そういうものを組み入れていったらいいと思います。となりのページの中断のあたりに子育て介護を地域全体で支援していくと書いてありますが、子育ては地域全体で支援して行く。という考え方はわかりますが、介護をどう地域全体で支援するのか、介護を地域で支援できるのかなと思います。それは福祉施設を使うとか、となりの人に介護を任せる、というニュアンスなのか。それだと難しいとは思いますが、ここは指摘させてください。子育てと介護を分けて考えた方がいいのかなと思います。

会長： 事務局何かあればコメントをお願いします。

遠藤課長： ご指摘ありがとうございます。今は具体的な取り組みの方針はありませんがワーク・ライフ・バランスの推進の中でも、地域は一つの大事な要素であると思います。これからは自分の世帯以外の力を、子育ても含めて介護支援に取り組めたらいいのではないかと思います。最近では、認知症の方も増えてきています。家族だけではどうしても限界があります。地域というか社会全体で支え合う、という考え方も考えております。

副会長： たしか、町内会長さんのところに町内の認知症者リストとかはいつているんですけどっけ。

遠藤課長： まだそこまではやってないです。ただ、自主防災組織には、提供している自治会もあります。本人の判断で人の手は借りたくないとか自分のことは知られたくないという人もいます。

副会長： 民生委員さんも把握していませんか。要は、認知症でどこに誰を一番に助けに行くかとか。

遠藤課長： 情報提供はしています。

副会長： そういう考えを市民にどう伝えるかというところだと思います。

会長： 他にはございませんでしょうか。

委員： 各課の取組内容が載って、各課が一生懸命やっていると思います。たしかに子育て支援や介護など大きなものをやるのもいいのだろうけども、細かく小さな取り組みも男女共同参画に当てはまるのでしょうか。

江縫係長： プランでは基本目標や方向性が載っております。具体的事業をおこないその結果が男女共同参画社会に近づくように進めています。

委員： そういうものであれば、それを市民に知らせたほうが早くプランが成り立つというか。「これは知っていますか」「あれは知っていますか」と言われても

アンケートを取っても誰も「知りません」と言うと思いますが、セクハラやDVの言葉は知っていますよとかいろいろあります。そういうことを知らせるだけでも男女共同参画ですよ。そういう単純な発想から一つ一つ釣り上げて行ったほうが早いような気がします。

副会長： 要は、男女共同参画はこうで、これが男女共同参画ですよ、実は、というような伝えかたです。

委員： そうすればさっきの学校に対しての男女感。学校は子どもを一人の人として見ていますので、男子女子と問いません。

委員： 先ほど、とりたてて男女共同参画ということについての授業を行っているということではない。というコメントでしたけども、例えば5・6年生がおこなっていますが、家庭科では家族の役割を調べて発表したりしています。お父さんは働きに出て、お母さんは家の中で家事をしているというような構図だけではなく、いろいろなパターンがあります。その中で、自分はどう生きていく。という考え方を学ぶということをしています。それから、人権教育では、新潟県は同和教育を大切にしている県ですので、同和教育、人権教育の中で男女平等の男女に差はないと取り上げておりますので、さっき申し上げたのは間違いです。やっております。

江縫係長： 大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

会長： 他になにかございませんでしょうか。

副会長： よろしいでしょうか。22、23 ページに「女性は～男性は～」とうアンケート結果出ていますが、これは意識調査ですよ。これから第3次で同じことを聞きますか。

羽多野主任： 次回の30年の意識調査では、中身はその時の協議会にかけて新しい文言にするのかどうか、とうこともありますが、数値の関係もありますので、そこらあたりも考えながらになると思います。

副会長： おそらく同じことを聞き続けていって推移を見て行くとうことも統計の大事なことだと思います。あと、「べきである」という聞き方をしていますが、「男も家事・子育てをするべきである」そう思ってもやらない人ばかりでは意味がないと思います。なので、配偶者がいらっしゃるかたに質問します「あなたの配偶者は家事・子育てをしていますか」というような、ジャッジをしてもらおうということを聞き続けて、それを増やしていくにはどうしたらいいか、という施策を考えていく。実態にそった聞き方がいいのかなと思います。それと、先ほども教育の話が出ていましたが、40代50代を教育するよりも、若者とか学生を教育したほうが早いですよね。10、20年後の市のGDPをどうやって上げるかといったら女性に働いてもらうとうことなので、やはり、学校教育が非常に大事だなと思うことと、繰返し申し上げ

げますと、女性の活躍ということを用いて、やはり「男性の」ということになりまますので、基本目標のⅢ「女性の参画拡大」とありますが、男性のことをはっきり書いたほうがいいです。女性は、働いて下さい。家事・子育て頑張ってください。子どもを産んでください。女性は一杯一杯だと思います。勇気のいることだと思いますが、「男性の家事・子育て地域活動への参画の推進」ということを明確に書いたほうが分かりやすいのではないかなと思いました。

会長： 私も補足させていただきますが、男女共同参画という名前ですので、男性も女性も共に。という考え方だと思いますが、その中では、男性の参加がまだまだ少ないので、という前提があるわけです。国の基本計画の中にも男性の積極的な参加という言い方があちこちに書かれています。男女共同参画への男性の理解の促進や意識の改革を図るとか、男性の家庭生活への参画を強力に推進するという文言もあります。ですから、アンケート等で男性の参画が足りないな、とかあるいは、片方だけに役割が偏っているときには性別を書いて取組内容を明確にしたほうが、行動の指針としては、わかりやすいと思います。全部書ききれないというわけではありませんが、そういう部分で、家事、介護に対する男性の関わりとか、積極的な参加を入れる。逆にいえば企業の労働に対して女性が積極的に参加していけるような、女性が積極的に仕事に参画できるような環境づくりをする。というところも、「女性」というところをはっきり立てて表現してもいいかと思います。これは要望ですので事務局のコメントはいただきませんが、可能であればご検討のほどよろしくお願ひします。他になにかございませんか。

副会長： いままで補足したいのですが、男女共同参画社会基本法ができて15年くらいですが、最初は女性のための法律を作ったというところだと思いますが、今も会長が言われた通り、第3次計画くらいから「男性の」というのが大きくセクション6くらいにでてきていて、基本法を知っているかたは、これは女性のための法律だよね。と思う。「男性の」とか「男の」とか男性の家事・育児参画と書けばおれのことか。ということになります。今のままだと男性は「おれの計画」じゃないよね。となっている。「女性の」「女性の」となっていますので、「男性の」ということで当事者意識を男性に持たせるため、どうしても入れていただきたい。家事・育児やっぺらっぺらしないかたには耳の痛い話だと思いますが、これからのために入れていってほしいと考えます。

会長： 他ございませんでしょうか。時間もせまってまいりましたが、ないようでしたら私の方から、1、2ご指摘させていただきます。まず、全体的に、県の計画のほうですが企業に対する働きかけをどうするかというところの積極的な文言がなかなかないです。国は結構ありますが、県の計画を踏まえた組み立

てなのか、市の参画プランも企業に対する働きかけが見えてきません。例えば22ページに重点目標Ⅱ-1のところですけども、真ん中あたりに「男性も仕事と家庭を両立することができるよう～～～職場づくりを進めることが重要です」と書かれていますが、地域活動と仕事を両立できるようにということですけども、23ページの「男性中心型労働慣行の見直し」のところにも書かれていますが、企業の在り方をどうするかというところが、やはり男性中心型労働慣行の見直しは大事だろうと思います。ここは地域活動と家庭生活と労働を両立できるような施策ですので、家庭生活のほうに重点が置かれた書かれかたなのかもしれませんが、25ページの「～就業環境の整備」につきましても企業に対するはたらきかけというのが、情報提供、紹介という程度の文言にとどまっています。あるいは、「勉強会講演会を開催します。」という言いかたですけども、国にまかせるのではなくて、自治体からも市からも企業へのはたらきかけというのも何かしらしていく。国の基本計画には、さまざまな情報開示「見える化」という言葉を使っています。企業がさまざまな、男女問わず家庭と仕事を両立できるような労働環境を会社の中でつくる。というさまざまなモデルや、あるいは国のインセンティブ等がわかるような、そういうことを国がやっていくということですので、市のほうも、そういうことを受けて企業に対する働きかけをやっていくというところをどこかに入れてもらいたい。書くとしたら、25ページの具体的事業の取組内容のところだと思いますが、国、県の施策等を受けて積極的に企業に情報開示をしていく。はたらきかけていく。という文言があってもいいと思います。企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及啓発のあたりでしょうか。単に、勉強会・講演会を開催することだけではなく、情報提供という部分について、はたらきかけをするというところを何かしら入れていただければと思います。それと、防災のほうですが、国の方針を受けて入ってきたのだらうと思います。その前に、30ページですが、41番委員会・審議会等への女性委員の登用促進のところ、女性委員の参画拡大を図ります。というようには書かれていますが、これは昨年一昨年審議の中で出てきています。委員会・審議会の中で女性の占める割合に大きな偏りがあるということが指摘されてきておりました。実際、先ほどの説明でも委員会の中で、女性が一人もいないというところもありますので、委員会・審議会の間での女性の割合の凸凹を極力解消していく。というふうなもう少し具体的なところを書いていただきたい。そっちのほうの努力をするというところをお願いしたいと思います。それと関わるのですが、37ページのところです、防災のほうですが、市には防災会議がございますか。そこには女性というのは。

圓山部長： 当初2人だったのが、現在5人います。

会長： 協議会の委員にも消防団の女性部のかたがいらっしゃいますが、そういうところで徐々に増やしていただいていると思いますが、そういう視点での防災計画の見直しをしていくということですので、それはそれでいいのですが、文言のところ、62番ですが、その言いかたが良く分からないのですが、「年少者・高齢者等への防火指導など女性の視点を入れた消防団活動を実施します」というところ、年少者・高齢者への防災指導など女性の視点を入れたという所ちょっと繋がらないのですが、なにか他に変えられないでしょうか。年少者・高齢者への防災指導のところは女性の視点を入れるのでしょうか。それとも、消防団事業全体に女性の視点を入れるのであれば「年少者・高齢者の防災指導」というのと「女性の視点を入れた消防団活動」というものの繋がりがよく分からないのですが。

遠藤課長： 会長がおっしゃったとおり、「など」というのが「防災指導において」ということだと思います。女性の消防団が男性と同じようなことをするのではなくて、やはり防災の、あるいは、消火訓練とか地域での活動もやっております。女性の参加、あるいは、AEDの蘇生関係の技術なんかもやっております。そんな中で、女性の消防団員のかたから一緒に参加いただいて、そういう意識や技術などをご指導いただく。ということです。その表現を変えます。

会長： 表現を少し変えていただいて、年少者・高齢者等への防災指導をはじめ、さまざまな消防団活動において、女性の視点を生かした施策とか活動とかの言いかただと分かりますが、そのあたりわかりやすくしていただければと思います。私は以上ですが、他に何かありますか。

副会長： よろしいですか。M字カーブにならないというのはたぶん3世代同居というのがあると思うので、そういったところを生かした施策を作って地域的な阿賀野市ならではのワーク・ライフ・バランスを見せて行くということですね。あと、ワーク・ライフ・バランス全体に関わる場所ですけども少子化対策だとか、男女共同参画に絡んでくるところで、たぶん国の地域少子化対策強化交付金事業で1千万、10/10じゃなくなったかもしれないですけども、それを取りに行くというスケジュールを立てているのかいないのか。ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画に直結する事業になると思います。というのが一点と、28ページの女性の参画拡大というところで、市役所だとか公務員の働きかたは民間企業のモデルになって牽引していくと思いますが、女性の管理職の割合を30%程度にするところの中で数字だけではなくて、優秀な女性が沢山いると思いますが、管理職に登用する場合に断られたってことはないですか。家庭の事情で管理職はできない。だとか、そういうことはないですか。男性も断わるかたも中には稀にいらっしゃると思いますが、民間企業では、断っている人がいます。忙しくなる、責任が重くなる、家のことがで

きなくなるとかです。背景には、そのかたの家庭がありますので、さすがに手を突っ込むのは難しいと思いますが、そのへん行政がどこまでできるかというところ啓発活動もできるので。というところを見据えて。これみんな縦割りになっている、地域と職場というような。やっぱりストーリーがあって繋がって行く。という施策を作っていただきたいと思います。活躍したくてもできない女性がいるというところは、会長がおっしゃっていた委員会・審議会等の女性の登用というところで、家庭の事情で能力があってもこの委員会では適任なのに断られるということがないような、市しかできない施策だと思いますので、そういうところを見据えていただきたい。たぶん何年もかかるとは思いますが、そのような視点で、ほんとうに活躍できる人が家事・子育てで活躍できないとかだと、市全体の市民の生産性にもマイナスになると思いますので、そういうところを目指して行っていただきたいと思います。

会長： ご意見いただきました。ありがとうございます。時間も残り少ないのですが、この際なにかございましたら委員のかたお願いしたいと思います。

ないようでしたら、第3章と第4章に関してはこれで終わらせていただきます。それでは、今後のスケジュールについて事務局のほうからお願いします。

③今後のスケジュールについて（公開）

（事務局から資料に基づき、(3)今後のスケジュールについて説明）

会長： ただいま事務局から今後のスケジュールのことで話がありました。パブコメの前に、この協議会の検討を踏まえた案を、もう一度検討する機会を設定したほうがいいのか。あるいは、今日お話ししたことを踏まえて変えるべきところを変えたものをパブコメに付す。ということで、事務局に一任することでもいいか。ということでございますが、どうでしょうかご意見ございますか。時間もありませんし、委員会を開くとなると事務局が修正して資料を作るとなると、パブコメに付する時間が少なくなると思いますので、今回の私どもの要望や意見を申し上げたところと若干違う所もあると思いますが、そのあたりの加除訂正は事務局に一任して、それでパブコメに出してもらおうという段取りでよろしいでしょうか。

委員： はい。

会長： 次回の協議会ですが、3月になると年度末で忙しいところがあるので、どこに開けるかピンポイントでの開催となるとと思いますが、7日がパブコメの締め切りで、それを受けて最終的に策定するとなると中旬とか都合のいい日にお願したいと思います。事務局のほうから他にないかありませんか。

事務局： 特にありません。

会長： それでは、議題は以上で終わりましたので、私の司会は終わらせていただきます。これからは事務局にお返しいたしますのでお願いします。

遠藤課長： はい。慎重審議ありがとうございました。今ほど頂戴しましたとおりが意見提案については、事務局で修正をかけさせていただいてパブリックコメントに付したいと思います。その後、次回の協議会で報告と説明をしたいと思います。最後ではございますが、林先生から国の動きなど簡単にお教えいただければありがたいなと思いますがよろしくお願いします。

(林准教授からお話していただく)

遠藤課長： ありがとうございます。長時間にわたりご審議ありがとうございました。以上を持ちまして、第2回阿賀野市男女共同参画プラン推進協議会を終了させていただきます。次回は、年度末となりますが第3回協議会もよろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。

9 問い合わせ先

市民協働推進課男女共同参画推進係 TEL：0250-62-2510（内線 2281）

E-mail：shiminkyodo@city.agano.niigata.jp